

高岡市制度融資の充実について

本市では、新産業創造プラットフォームの取り組みを通じ、地域産業の実態把握やシーズ・ニーズの蓄積に努めながら、企業の新事業展開を支援しています。

新年度に向けた「ものづくり施策」としては、新産業創造プラットフォームでの実績や昨今の経済情勢を踏まえ、次のとおり中小企業への融資制度を充実することにより、地域内発型産業の創造へ向けた支援体制を整えてまいります。

1 中小企業のイノベーション支援

《ものづくり支援資金の創設》 - 詳細別紙 -

- ・平成 22 年度に創設した新技術・新製品開発等支援補助金などの制度を活用し、新製品開発等を行う中小企業者を支援するため、既存の設備投資融資（商工業活性化資金）とは別に新たな融資制度を創設。
- ・資金使途に運転資金（研究・開発費等）を追加
融資限度額：設備資金 5,000 万円、運転資金 1,000 万円
- ・融資利率を低利率に設定
利率：1.3%以内（現行他制度 2.0~2.4%）
- ・企業が支払う保証料について市が全額補給、融資枠は 4 億円分を確保

2 設備投資の活性化

《商工業活性化資金（設備投資融資）の融資迅速化》

- ・資金供給の迅速化を図るため、事業着手前に融資実行
《現在》 申請 保証内諾 事業着手 事業完了 保証決定 融資実行
《改正後》 申請 保証決定 融資実行 事業着手 事業完了

3 創業者の育成・支援

《創業者支援資金の融資対象業種の拡大》

- ・中心市街地の活性化を図るため、遊興飲食店（居酒屋、焼鳥屋等）の業種を拡大
但し、富山県保証協会から保証を受けられるもの（風俗営業等は除く。）

4 現下の経済情勢への対応

《景気対応緊急資金ならびに緊急経営基盤改善資金（借換資金）の取扱期間延長》

厳しい経営環境にある中小企業を支援するため、取扱期間を 1 年延長（平成 24 年 3 月末まで）

《景気対応緊急資金の融資要件の緩和》

- ・融資要件としている、最近 3 ヶ月間の売上状況と比較する過去の同期間について、最近 2 年間のいずれかを、最近 3 年間（22 年度、21 年度、20 年度、）のいずれかに拡大
- ・20 年度を含むことでリーマンショック直前の営業状況とも比較可能な柔軟な融資実行

《ものづくり支援資金の概要》

資金用途	設備資金、運転資金（研究・開発費等を含む）	
融資限度額	5,000万円（うち、運転資金は1,000万円）	
貸付期間(内 据置期間)	設備資金 10年以内（1年以内を含む）	
	運転資金 6年以内（1年以内を含む）	
融資利率	1.3%以内	
保証料率	年0.35%～1.05%（市が全額補給）	
償還方法	原則として元金均等月賦償還	
保証人、担保	個人：不要 法人：代表権を有する者	担保：不要
取扱金融機関	市内金融機関（労働金庫を除く）北陸銀行、富山銀行、北國銀行、富山第一銀行の各新湊支店、新湊信用金庫本店	
融資対象者	次のすべての要件を備えた者 (1) 中小企業である者 (2) 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいる者 (3) 引き続き1年以上市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有している者 (4) 市税の納税義務者であり、既に納期の到来した市税を完納している者 (5) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営む者の場合、その許認可等を受けていること。	
融資対象事業	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する事業 (1) 「高岡市新技術・新製品開発等支援補助金」交付決定を受けた事業 (2) 「高岡市見本市等出展事業補助金」交付決定を受けた事業 (3) 「高岡市ものづくり研究開発支援事業補助金」交付決定を受けた事業	